

枚方市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年（2023 年）3 月 28 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	西 田 政 充
同	上 野 尚 子

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

土木部 土木政策課
 道路河川整備課
 みち・みどり室道路公園管理課
 みち・みどり室維持補修課
 みち・みどり室工事委託課
 交通対策課
 用地課

(2) 対象事務

令和4年度（2022年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和4年（2022年）12月1日（木）～令和5年（2023年）3月27日（月）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[道路河川整備課]

○道路整備事業等に関する事務処理について

道路河川整備課では、市民生活を支える都市基盤として、快適で活力を生む道路交通網の強化や安全・安心な交通環境の創出を図るため、都市計画道路及び生活道路の整備等を計画的に進めている。

本市では、工事設計等金額については、特に機密性が高い情報として、建設工事の設計及び入札手続等の運用基準により取り扱うこととしているが、紙文書の管理において、一部、不適切な事例があった。

今後、同運用基準を遵守するとともに、土木積算システムの所管課として、情報セキュリティに係るシステム管理者実施手順書等に基づき、適正な事務手続を行うよう要望する。

[道路公園管理課]

○道路・公園の占用等に係る事務手続について

道路公園管理課では、道路、公園及び河川の占用許可及び管理に関すること、法定外公共物の使用許可及び管理に関すること等を所管している。

道路管理者等は占用料の額及び徴収方法を条例で定めた上で占用料を徴収することができるが、本市の当該条例には納付期限等が明確に規定されていないために、運用で徴収事務が行われており、統一的な事務処理とはなっていなかった。

今後、デジタル化の進展を踏まえ、利用者にとってより利便性の高い占用申請等の実現に向けて取り組むとともに、徴収事務については条例等と整合性を図り、適正に事務を執行するよう要望する。

[維持補修課]

○道路や公園の維持補修に係る業務について

令和4年度の機構改革前において、現在の維持補修課は、みち・みどり室内の総務担当として切手等の管理を行っていたが、機構改革で当該室が3つの課に再編された際に、切手の所管課を明確にしていなかったため、使用時に使用者と確認者の所属課が異なっていた。また、返信用として送付したものの使用されずに戻ってきた切手を簿外管理としていた。

今後は、所管する課を明確にした上で、簿外管理となっていた分も含めて適正に管理するよう要望する。

[工事委託課]

○公民連携による公園の管理運営について

本市では、これまで市内の有料施設をはじめ、他の公園施設についても順次指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行ってきた。令和5年度からは、管理区域を有料施設から公園全体に拡大するとともに、王仁公園内において公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した新たな公園施設づくりを行うこととしている。

今後は、5公園の一括管理運営というスケールメリットを十分生かすとともに、民間活力の積極的な導入や、周辺の自治会や地域団体等との連携を通じて、公園の魅力を更に高めていくよう要望する。

[交通対策課]

○枚方市自転車駐車場及び枚方市自動車駐車場の管理運営について

交通対策課では、枚方市自転車駐車場及び枚方市自動車駐車場の管理運営を指定管理者に委ねている。施設の設置者として、指定管理者から提出される書類やモニタリングにより、維持管理業務や事業の実施状況などの履行確認をしなければならないが、設備点検報告書や月報等の未提出、あるいは記載内容が不十分な報告書の受理、また、モニ

タリングシートによる定期モニタリングの未実施などの事例が見受けられた。

指定管理業務におけるモニタリングは、指定管理者制度を健全に維持していく上で制度の根幹となる最も重要な仕組みであり、これまでから適正なモニタリングの実施を求めているにもかかわらず、行われていないことは非常に遺憾と言わざるを得ない。

今後は、指定管理者に適正な報告書の作成・提出を求め、日常モニタリングと定期モニタリングを確実に実施するなど、施設が適切に管理運営されるべく、所管課として指定管理者への指導・監督を行うよう強く要望する。

[土木政策課]

[用地課]

特に指摘すべき事項はなかった。